

蒲郡市監査公表第8号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和7年3月26日

蒲郡市監査委員	小林 憲三
同	尾崎 隆久
同	松本 昌成

(様式)

措置の通知書 (ボートレース事業部 事業課)

監査期間 令和6年10月14日から
令和6年12月25日まで

令和6年度蒲監第64-2号関係分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
〔改善事項〕 1 金券等の管理については、適正化、透明化を推進し、十分な内部統制を図り、健全なボートレース事業の運営に努められたい。	クオカードの管理については、持ち出し時は使用申請書により、使用用途、配布先、使用枚数の詳細な事前申告を求めるほか、使用後の残数確認を徹底する。また複数の職員がチェックする体制を構築した。 金券の管理については、これまでは必要な時に必要な数量分のみ購入しており、管理台帳もなく、枚数管理をしていなかった。また、次長職が単独で管理する体制であったので、今後は、上席のみが取り扱う管理方法を見直し、経営企画課及び事業課の相互でチェックする管理体制を構築した。
2 見積書中、見積日の記入のないものが見受けられたので、会計事務の手引に基づき、適正な事務処理に努められたい。	会計事務の手引を理解し、適正な事務処理に努めるよう周知徹底を行った。
3 契約書に公印または相手方の代表者印の押印のないものが見受けられたので、契約行為にあたっては細心の注意を払い、課内での確認事務を怠ることなく、適正な事務処理に努められたい。	蒲郡市契約規則および蒲郡市公印規則の遵守を徹底するとともに、会計事務の手引を理解して適正な事務処理に努めるよう、周知徹底を行った。